

令和４年度御坊市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

令和４年度御坊市の公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第１条 地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第２条 地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

令和５年３月３日提出

御坊市長 三 浦 源 吾

第 1 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 公共下水道事業費	1 公共下水道事業費	公共下水道事業	223,715

第2表 地方債補正

1 変 更

補 正 前					補 正 後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 210,000	証書借入 又は 証券発行	% 5.0 以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	公共下水道事業	千円 210,000	証書借入 又は 証券発行	% 5.0 以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。また、事業の進捗その他の都合により起債の全部又は一部を翌年度に繰越し借入れすることができる。